

訴 状

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

解約金条項使用差止請求事件

訴訟物の価額 320万円

ちょう用印紙額 21,000円

平成20年12月3日

京都地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 長 野 浩 三（主任）

同 向 井 裕 美

同 川 村 暢 生

同 平 尾 嘉 晃

請求の趣旨

- 1 被告株式会社セレマは、消費者との間で、冠婚葬祭の互助会契約を締結するに際し、解約時に支払済金額から「所定の手数料」などの名目で解約金を差し引いて消費者に対し返金する旨を内容とする意思表示を行ってはない。
- 2 被告株式会社セレマは、前項記載の内容の条項が記載された契約書雛形が印刷された契約書用紙を破棄せよ。
- 3 被告株式会社セレマは、その従業員らに対し、同被告が第1項記載の意思表示を行うための事務を行わないこと及び前項記載の契約書用紙を破棄すべきことを指示せよ。
- 4 被告株式会社らくらくクラブは、消費者との間で、らくらく利用券取得加入申込契約を締結するに際し、解約時に支払済金額から「所定の手数料」などの名目で解約金を差し引いて消費者に対し返金する旨を内容とする意思表示を行ってはない。
- 5 被告株式会社らくらくクラブは、前項記載の内容の条項が記載された契約書雛形が印刷された契約書用紙を破棄せよ。
- 6 被告株式会社らくらくクラブは、その従業員らに対し、同被告が第4項記載の意思表示を行うための事務を行わないこと及び前項記載の契約書用紙を破棄すべきことを指示せよ。
- 7 訴訟費用は被告らの負担とする。
との判決並びに仮執行宣言を求める。

請求の原因

1 当事者

原告は、平成19年12月25日、消費者契約法13条に基づいて内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である（甲1）。

被告株式会社セレマ（以下「被告セレマ」という）は、冠婚葬祭の相互扶助や冠婚葬祭の儀式設備の提供等を業とする株式会社である（甲2）。

被告株式会社らくらくクラブ（以下「被告らくらくクラブ」という）は、旅行業法に基づく旅行業や相互扶助的冠婚葬祭の儀式施行に関する

個人及び団体を会員組織と為す募集業務等を業とする株式会社である（甲3）。

被告らは、いずれも、消費者契約法2条2項の事業者である。

2 被告セレマに対する請求

- (1) 被告セレマは、不特定かつ多数の消費者との間で、冠婚葬祭互助契約を締結するに際し、株式会社セレマ契約約款を用いて意思表示をなしている（以下、同契約約款を「本件契約約款」といい、これに基づく契約を「本件互助契約」という）。本件契約約款には、契約期間中に本件互助契約を中途解約した場合の払戻金について、所定の手数料が差し引かれる旨の条項があるところ（以下「セレマ解約金条項」という）、本件互助契約PコースRコースでは、差し引かれるべき手数料は、以下のとおりとなっている（甲4。19条1項）。

Pコース 払込済回数9回目までは全額が差し引かれ、10回の場合は2万4650円、11回目以上の場合には、払込済回数が1回増える毎に、差し引かれる額が250円ずつ増える。

Rコース 払込済回数13回目までは全額が差し引かれ、14回以上の場合には、払込済回数が1回増える毎に、差し引かれる額が150円ずつ増える。

したがって、たとえば、Pコース会員が、20回の積立をなした時点で解約した場合には、積立額5万円（2500円×20回＝5万円）から、手数料2万7150円（2万4650円＋250円×10回＝2万7150円）が差し引かれ、2万2850円の返戻しか受けられないことになる。

被告セレマは、今後も同内容の意思表示をなすおそれがある。

- (2) 原告は、被告セレマに対し、平成20年9月26日、消費者契約法41条に定める書面をもって、消費者との間で互助会契約を締結するに際し、解約時に支払済金額から「所定の手数料」などの名目で解約金を差し引いて消費者に対し返金する旨を内容とする意思表示を行わないこと、同内容が記載された契約書雛形が印刷された契約書用紙を破棄すること及びこれらを社内で周知徹底させる措置をとることを請求し、同

書面は、同月27日、被告セレマに到達した（甲6，7）。

- (3) セレマ解約金条項が消費者契約法9条1号及び同法10条によって無効であることについて

ア 中途解約による損害が生じていないことについて

- (ア) 本件互助契約のような冠婚葬祭互助契約は、加入者が将来行う冠婚葬祭に備え、所定の月掛金を前払いで積み立てることにより、加入者が冠婚葬祭にかかる役務サービス等の提供を有利な条件で受けられる権利を取得し、他方、事業者は、上記誘引をもって将来の顧客を確保すると共に、積立金（前払式特定取引の場合は積立金の半額）を運用することを可能とするものであると考えられる。そうすると、中途解約の場合でも、事業者は解約までの間は積立金の運用益を受けているのであり、中途解約に伴う損害は生じていない。

また、一般に、冠婚葬祭互助契約においては、一人の加入者が中途解約したとしても、それにより、事業者は、中途解約をなした者に対する役務提供を免れ、他の加入者に対する役務提供が可能となるのであるから、他の加入者を勧誘して役務提供をなすことにより利益が確保される。したがって、加入者が解約したことによる逸失利益が生じたともいえない。

- (イ) 「前払式特定取引契約々款及び前払式割賦販売契約々款に定める解約手数料の額の基準について」という通達（52産局第830号昭和53年1月13日）によれば、前払式特定取引を中途解約した場合における既払金から差し引かれる解約金は、契約締結及び履行のために通常要する費用（契約費用、募集手数料及び集金費用）の範囲内とすることを基本的考え方としている（甲8）。

そのうえで、差し引くべき費用としては、①契約費用 200円、②募集手数料 契約額18万円超の場合7800円、③集金費用入金額の10%、ただし1回当りの費用は200円以下とする、とされている。併せて、「いわゆる友の会において解約手数料を徴収する場合には、原則として①の契約費用のみを認め、②の募集手数料及び③の集金費用は専ら消費者のもとに出向いて、会員の募集及

び会員が支払うべき月掛金の集金を行っている友の会についてのみ認められる。」ものともされている。

上記通達は、その前提として、前払式特定取引や前払式割賦販売における中途解約によって生じる損害は、上記①ないし③程度であるのが通常であり、かつ、②③についても、募集や集金が消費者のもとに出向いて行われるような例外的な場合にのみ生じるものと理解しているのである。

(ウ) 本件互助契約においては、基本的に消費者のもとに出向いて会員の募集及び月掛金の集金が行われているものではないから、中途解約によっても②募集手数料や、③集金費用についての損害は生じない。

さらに、上記(イ)で述べた①契約費用についても、これは、日常の営業活動における必要経費にあたる費用であって、勧誘活動をしたものの契約に至らなかった場合の経費もその中に含まれているから、特に本件互助契約を締結し中途解約した者にのみかかる費用ではなく、中途解約により通常生ずべき損害とはいえない。

イ 対価性のない金銭を取得することの不当性について

そもそも、冠婚葬祭互助契約の目的は、あくまで、冠婚葬祭にかかる役務サービスの提供にある以上、本来、事業者が加入者から取得すべきは、役務提供に対する対価である。そうであれば、事業者が、実際に役務提供をすることによって、加入者からの対価取得が正当化されるものといえる。加えて、本件契約約款においては、加入者は所定の月掛金を前払いで積み立てることにより、役務サービス等の提供を受ける権利を取得するのみであって、加入者において提供を受ける義務は負っていない（本件契約約款1条）。

そうすると、加入者が本件互助契約を中途解約して、事業者からの役務提供を受ける権利を行使しないこととした場合には、事業者は、単に役務提供を免れたに過ぎないのであり、それにもかかわらず、加入者の既積立分のうち加入者が未だサービスを受けていない部分について、事業者が解約手数料としての取得を許すときは、事業者は何

ら対価性のない金銭を取得することとなり、著しく不当である。

ウ 以上からすれば、本件互助契約において中途解約時に差し引かれる手数料は著しく高額であって、同手数料を定める条項は、事業者において中途解約により生ずべき平均的な損害の額を超える違約金を定めるものであり、また、信義則に反し消費者の利益を一方的に害する契約条項であるから、消費者契約法9条1号及び同法10条に基づき無効である。

3 被告らくらくクラブに対する請求

(1) 被告らくらくクラブは、不特定かつ多数の消費者との間で、代金分割前払方式によるらくらく利用券取得加入申込契約を締結するに際し、らくらくクラブ会則を用いて意思表示をなしている（甲9。以下、同会則を「本件会則」といい、これに基づく契約を「本件積立契約」という）。

本件会則によれば、契約期間中に本件積立契約を中途解約した場合の払戻金について、所定の手数料が差し引かれることとされており（10条1項2号。以下「らくらくクラブ解約金条項」という）、差し引かれるべき手数料額は、払込済回数が13回までは全額、14回以上の場合、払込済回数が1回増える毎に150円ずつ増えることとされている（甲9）。

したがって、たとえば、らくらくクラブ会員が、20回の積立をなした時点で契約解除した場合には、積立額3万円（1500円×20回＝3万円）から、手数料2万0550円（1500円×13回＋150円×7回＝2万0550円）が差し引かれ、9450円の返戻しか受けられないことになる。

被告らくらくクラブは、今後も同内容の意思表示をなすおそれがある。

(2) 原告は、被告らくらくクラブに対し、平成20年9月26日、消費者契約法41条に定める書面をもって、消費者との間で、らくらく利用券取得加入申込契約を締結するに際し、解約時に支払済金額から「所定の手数料」などの名目で解約金を差し引いて消費者に対し返金する旨を内容とする意思表示を行わないこと、同内容が記載された契約書雛形が印刷された契約書用紙を破棄すること及びこれらを社内で周知徹底さ

せる措置をとることを請求し、同書面は、同月27日、被告らくらくクラブに到達した（甲6，7）。

(3) らくらくクラブ解約金条項が消費者契約法9条1号及び同法10条によって無効であることについて

ア 中途解約による損害が生じていないことについて

(ア) 本件積立契約のような積立契約の目的は、所定の金額を積み立てることにより有利な条件でサービスが受けられることをもって、顧客を確保・誘引するとともに、事業者において積立金を運用することを可能とするものであると考えられる。そうすると、中途解約の場合にも、事業者は解約までの間は積立金の運用益を受けているのであり、中途解約に伴う損害は生じていない。

また、一般に、本件積立契約のような積立契約においては、一人の加入者が中途解約したとしても、それにより、事業者は、中途解約をなした者に対する役務提供を免れ、他の加入者に対する役務提供が可能となるのであるから、他の加入者を勧誘して役務提供をなすことにより利益が確保される。したがって、加入者が解約したことによる逸失利益が生じたともいえない。

実際、他の同種の積立など（JTB旅行積立、大丸友の会、甲10，11）においては、中途解約の場合も、積立を完了した場合の特典が得られないだけで、積立額のうち未使用分は全額返金されることとされていることからしても、同種の積立契約においては、中途解約によっても事業者には損害が生じないのが通常であると考えられる。

(イ) 前記2(3)ア(イ)で述べたとおり、前払式特定取引等に定める解約手数料の額の基準についての通達は、これら取引の中途解約によって生じる損害について、①契約費用 200円、②募集手数料 契約額18万円超の場合7800円、③集金費用 入金額の10%、ただし1回当りの費用は200円以下という程度であるのが通常であり、かつ、②③についても、募集や集金が消費者のもとに出向いて行われるような例外的な場合にのみ生じるものであることを

前提としている。

(ウ) 本件積立契約においては、会員の募集及び月掛金の集金を専ら消費者のもとに出向いて行っているものではないから、中途解約によっても②募集手数料や、③集金費用についての損害は生じない。しかも、本件会則4条によれば、会員は、事務手数料として月額150円の支払を要するものとされており、この事務手数料の中には、当然に集金費用が含まれているものと解されるから、解約にあたり、集金費用にあたる金額を差し引くとすれば、集金費用の二重請求ともなる。

さらに、上記(イ)で述べた①契約費用が中途解約により通常生ずべき損害とはいえないことも、前記2(3)ア(ウ)で述べたとおりである。

イ 対価性のない金銭を取得することの不当性について

そもそも、本件積立契約の目的はらくらく利用券の取得とされているものの、らくらく利用券は、被告らくらくクラブの企画旅行等のみ利用可能なのであるから、結局のところ、本件積立契約の実質は、被告らくらくクラブにおける旅行等サービスの提供にあると解される。

したがって、上記2(3)イで述べた冠婚葬祭互助契約におけるのと同様、積立契約においては、本来、事業者は、実際に役務を提供することによって、加入者からの対価取得が正当化されるものといえる。

そのため、加入者の中途解約により事業者が役務提供義務を免れた場合に、事業者は、既積立額の中から解約手数料としての取得を許すときは、事業者が何ら対価性のない金銭を取得することとなり、著しく不当であることも、冠婚葬祭互助契約において述べたのと同様である。

ウ 以上からすれば、本件積立契約において中途解約時に差し引かれる手数料は著しく高額であって、同手数料を定める条項は、事業者において中途解約により生ずべき平均的な損害の額を超える違約金を定めるものであり、また、信義則に反し消費者の利益を一方的に害す

る契約条項であるから、消費者契約法 9 条 1 号及び同法 10 条に基づき無効である。

4 関連事情

本件互助契約と本件積立契約とを併せて考えると、解約金の負担はより高額となり、その不当性は一層顕著となる。

(1) 被告らが極めて密接な関係を有すること

ア 被告らくらくクラブは、「相互扶助的冠婚葬祭の儀式施行に関する個人及び団体を会員組織と為す募集業務」を会社の目的としており（甲 3）、セレマ会員の募集業務を自己の事業としている。

被告セレマのホームページ上でも、被告らくらくクラブが系列会社として紹介されている（甲 1 2）。両社の本店は隣接して所在しており、同一人物が代表取締役を務めていたものであり、取締役の多くも両社の取締役を兼務している（甲 2、3）。

イ 本件会則（らくらくクラブ会則）4 条 1 項には「互助会会員の方は事務手数料を免除いたします」とあるところ、この「互助会会員」とはセレマ会員のことであり、らくらくクラブ会員とセレマ会員は、両資格を兼ねることが想定されている。

ウ 被告セレマかららくらくクラブ会員への恩恵の付与と精算について

(ア) らくらくクラブ旧会則（平成 18 年 1 月 1 日より適用分）9 条には、「互助会会員の方で互助会より恩恵を受ける旅行や検診に参加されている場合は、その恩恵額は互助会の解約返戻金より差し引かれます」との規定があり、被告らくらくクラブが企画する旅行や検診において、互助会すなわち被告セレマが、らくらくクラブ会員に対して、恩恵としての経済的援助をすることを前提とする定めがもうけられていた。そして、「らくらくクラブ利用承諾書」中に「会員向条件付恩恵」という言葉が使用されていた。

現行の本件会則（らくらくクラブ会則）でも、会員向条件付恩恵として、らくらく企画商品を利用する際には、らくらくクラブ利用承諾書の提出をしなければならないとされている（9 条）。

このことからすると、現行会則下でも、従前の会則下と同じ態様で「会員向条件付恩恵」が付与されており、セレマ会員でもあるらくらくクラブ会員が、被告らくらくクラブの企画商品を利用するときには、被告セレマから、恩恵としての経済的援助がなされているものと推測される。

(イ) そのうえで、らくらくクラブ会員がらくらくクラブを退会する場合、「会員向条件付恩恵」相当額の精算を要するとされている（現行会則10条1項）。

なお、現行会則下では、解約時の払戻金から、「会員向条件付恩恵」分の精算をすることとされているのに対し、旧会則下では、互助会すなわち被告セレマの解約返戻金から精算することとされている点で差異があるものの、らくらくクラブ会員がらくらくクラブを退会する場合に、被告セレマから受けた「会員向条件付恩恵」の精算を求められることには変わらない。

(ウ) なお、従前使用されていたらくらくクラブ利用承諾書には、「互助契約を解約せざるを得なくなった場合、らくらく利用で受けた恩恵分を、互助契約解約返金時に解約返戻金より差引します。返戻金に足りない場合は、らくらく支払金残高または、お客様より直接お支払いいただきます。又掛金を中断された場合も同様とさせていただきます。」との記載があり、被告セレマの互助契約の解約の際、互助契約約款には記載のない会員の精算が必要とされていた。

(2) 上記のとおり、被告セレマの本件互助契約と、被告らくらくクラブの本件積立契約は、入会、会員資格の維持、特典の利用及び退会の各場面において、極めて密接に結びついており、それぞれの会員が、他方の会員資格を併有することが常態として予定されている。すなわち、両契約は抱き合わせで販売されることが予定されているのである。

このことからすると、各会員は、両社に対してそれぞれ高額の解約手数料を負担することとなり、解約手数料の高額は一層顕著なものとなる。

5 よって、原告は、被告らに対し、消費者契約法12条3項本文に基づ

き、消費者との冠婚葬祭互助会契約や代金分割前払方式によるらくらく利用券取得加入申込契約を締結するに際し、請求の趣旨1項及び4項記載の内容を含む意思表示を行わないこと、同内容の条項が記載された契約書雛形が印刷された契約書用紙を破棄すること及びこれらを被告らの従業員らに対し指示する措置をとることを求めて本訴に及ぶ。

証拠方法

| | |
|----------|--|
| 甲第1号証 | 適格消費者団体として認定をした旨の通知書（通知） |
| 甲第2, 3号証 | 履歴事項全部証明書 |
| 甲第4, 5号証 | 互助契約約款 |
| 甲第6号証 | 差止請求書兼申入書 |
| 甲第7号証 | 配達証明書 |
| 甲第8号証 | 「前払式特定取引契約々款及び前払式割賦販売契約々款に定める解約手数料の額の基準について」 |
| 甲第9号証 | らくらくクラブ会則 |
| 甲第10号証 | JTB旅行積立パンフレット（契約約款を含む） |
| 甲第11号証 | 大丸友の会パンフレット |
| 甲第12号証 | 株式会社セラマウェブサイト |
| 甲第13号証 | 「消費者契約法第40条第1項に基づく申請書に対する回答について」 |

添付書類

- 1 訴訟委任状1通
- 2 現在事項全部証明書1通

当事者目録

- 〒604-0847 京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地
原告 特定非営利活動法人
京都消費者契約ネットワーク
上記代表者理事 野々山 宏
(原告訴訟代理人)
- 〒604-8186 京都市中京区烏丸御池東入アーバネックス御池ビル東館6階
御池総合法律事務所(送達場所)
弁護士 長 野 浩 三
電話 075-222-0011 FAX 075-222-0012
- 〒604-0902 京都市中京区中町通夷川上る銚田町285番地
谷口法律会計事務所
弁護士 向 井 裕 美
- 〒604-0931 京都市中京区二条通河原町西入榎木町84番地森ビル2階
よつば法律事務所
弁護士 川 村 暢 生
- 〒604-0931 京都市中京区河原町二条西入宮崎ビル2階
中村利雄法律事務所
弁護士 平 尾 嘉 晃
- 〒604-8471 京都市中京区西ノ京中御門東町134番地
被告 株式会社セラマ
上記代表者代表取締役 齋藤武雄
- 〒604-8471 京都市中京区西ノ京中御門東町136番地
被告 株式会社らくらくクラブ
上記代表者代表取締役 齋藤秀麻呂